

生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、基準日※現在、生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」を受給中であることを証明する。

（ ※基準日：原則として7月1日（秋入学等7月以降に入学する場合は入学日）
4～6月分相当額の前倒し給付を申請する新入生は4月1日 ）

世帯主氏名		住 所	
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生 年 月 日	
証明書の使用目的			
愛媛県高等学校等奨学のための給付金の受給手続のため			
備考			

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助（高等学校等修学費）の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。